

**佐 倉 市**  
**一 般 廃 棄 物 処 理 基 本 計 画**  
**(概要版)**

**2020年3月**

**佐倉市**



はじめに

大量生産・大量消費型の経済社会活動により形成された大量廃棄型社会が地球規模での様々な環境問題を引き起こしています。

こうした環境問題を解決するために、これまでのライフスタイルを見直し、環境への負荷ができる限り低減される「循環型社会」の形成が求められています。

国連においては2015年9月に「国連持続可能な開発サミット」が開催されました。150を超える国の参加のもと、「我々の世界を変革する：持続可能な開発のための2030アジェンダ」が採択されました。アジェンダでは、人間、地球及び繁栄のための行動計画として宣言および目標を掲げました。これが17の目標と169のターゲットからなる「持続可能な開発目標（SDGs）」です。

持続可能な開発目標（SDGs）では、貧困に終止符を打ち、地球を保護し、すべての人が平和と豊かさを享受できるようにすることを目指す普遍的な行動を呼びかけています。

我が国においても「循環型社会形成推進基本法」に基づき「循環型社会形成推進基本計画」を策定し、従来型の大量生産・大量消費型の社会からの脱却を目指しています。

市では、2005年に「佐倉市一般廃棄物処理基本計画」（2013年改訂）を策定し、ごみの減量化や再資源化、生活排水の適正処理などの課題に取り組んでまいりました。しかし、ごみ処理等を取り巻く環境は、複雑かつ多様化しています。

こうした状況の中で、市が目指すべき方向を明確にするため、このたび、新たに「佐倉市一般廃棄物処理基本計画」を策定いたしました。

ごみや生活排水対策は、市民・事業者・市が一丸となって取り組んでいかなければならない問題です。

ごみ対策については、Reduce（リデュース：廃棄物の発生抑制）、Reuse（リユース：繰り返し使う）、Recycle（リサイクル：資源として再利用）といった3Rを推進いたしました。このたびの計画では、さらに、Refuse（リフューズ：ごみとなるものは事前に断る）を加えた4Rを基本方針に掲げて循環型社会の形成を目指します。また、生活排水対策については、公共下水道への接続と合併処理浄化槽の普及に努め、生活排水処理率100%を目指しますので、皆様のご理解とご協力をお願いいたします。

結びに、本計画の策定にあたりまして、貴重なご意見をいただきました「佐倉市廃棄物減量等推進審議会」の委員の皆様、市民の皆様、そして関係各位に心よりお礼を申し上げます。

2020年3月

佐倉市長 西田 三十五



# 目 次

Page

<b>第1章 計画策定にあたって（計画の概要）</b> .....	<b>1</b>
第1節 計画の背景・目的 .....	1
第2節 計画目標年次の設定 .....	2
第3節 計画の位置づけ .....	3
第4節 計画の対象区域と廃棄物の範囲 .....	4
第5節 計画の進行管理 .....	5
<b>第2章 ごみ処理基本計画</b> .....	<b>6</b>
第1節 ごみ処理基本方針 .....	6
第1項 ごみ処理基本方針 .....	6
第2項 ごみ発生・排出抑制の施策 .....	7
第3項 達成目標の設定 .....	15
第4項 ごみの発生・排出抑制施策の展開 .....	21
第5項 ごみの適正処理に関する基本的事項 .....	23
<b>第3章 生活排水処理基本計画</b> .....	<b>26</b>
第1節 生活排水処理基本方針 .....	26
第1項 生活排水処理基本方針 .....	26
第2項 生活排水排出抑制の施策 .....	27
第2節 達成目標の設定 .....	31
第1項 目標値の設定 .....	31
第2項 生活排水排出抑制施策の展開 .....	31
第3項 生活排水の適正処理に関する基本的事項 .....	33



# 第1章 計画策定にあたって（計画の概要）

## 第1節 計画の背景・目的

国では、「環境基本法」や「廃棄物の処理及び清掃に関する法律（以下、「廃棄物処理法」という。）をはじめとする廃棄物に関する各種関連法の整備を進め、また、社会のあり方や生活様式の変化に伴い、3R（廃棄物の発生抑制（リデュース）、再使用（リユース）、再生利用（リサイクル））の推進や循環型社会の構築のため、各種関連法を改正するとともに具体的な目標を定めてきました。「第三次循環型社会形成推進基本計画」では、「質」にも着目した循環型社会の形成、低炭素社会や自然共生社会との統合的取組等を引き続き中核的な事項として重視しつつ、さらに、経済的側面や社会的側面にも視野を広げ、2015（平成27）年9月の国連サミットにおいて、持続可能な開発のための2030（SDGs）アジェンダが採択されるなど持続可能な社会を目指した国際協調の取組等を踏まえ、「持続可能な社会づくりとの統合的取組」、「地域循環共生圏による地域の活性化」、「ライフサイクル全体での資源循環の徹底」、「適正処理の推進と環境再生」、「万全な災害廃棄物処理体制の構築」、「適正な国際資源循環体制の構築と循環産業の海外展開」、「循環分野における基盤整備」の7つの方向性を示した第四次循環型社会形成推進基本計画（平成30年6月）が定められました。

千葉県では、「第9次千葉県廃棄物処理計画（平成28年3月）」を策定し、「県民の安全・安心という基盤の下、低炭素・循環型の資源利用の観点に配慮しつつ、廃棄物の排出抑制及び適正な循環的利用を推進することにより、ものを大切にする持続可能な循環型社会を築きます。」や「「3Rの推進」、「適正処理の推進」及びこれらを進めるための「適正処理体制の整備」を3本の柱に据えて、依然として高い水準にある廃棄物排出量や根絶に至らない不法投棄などの課題を克服するため、実効性のある施策の展開を図ります。」を基本方針として、廃棄物等の発生抑制、循環的利用などの廃棄物対策を総合的かつ計画的に推進しています。

こうした中、佐倉市（以下、「本市」という。）では、「一般廃棄物処理基本計画（平成17年策定、平成25年改訂（以下、「前計画」という。）」を策定し、循環型社会の形成を推進してきました。

そこで、現状における本市の廃棄物行政の課題や本市の上位計画である「第5次佐倉市総合計画」や「第2次佐倉市環境基本計画」を踏まえつつ「一般廃棄物処理基本計画（以下、「本計画」という。）」を新たに策定することとします。

## 第2節 計画目標年次の設定

計画期間はごみ処理基本計画策定指針に準じ、計画策定時より10年間とし、2020（令和2）年度を初年度、2029（令和11）年度を目標年度とします。計画策定の前提となっている諸条件に大きな変動があった場合には見直しを行うこととします。なお、中間目標年度を5年後の2024（令和6）年度とします。

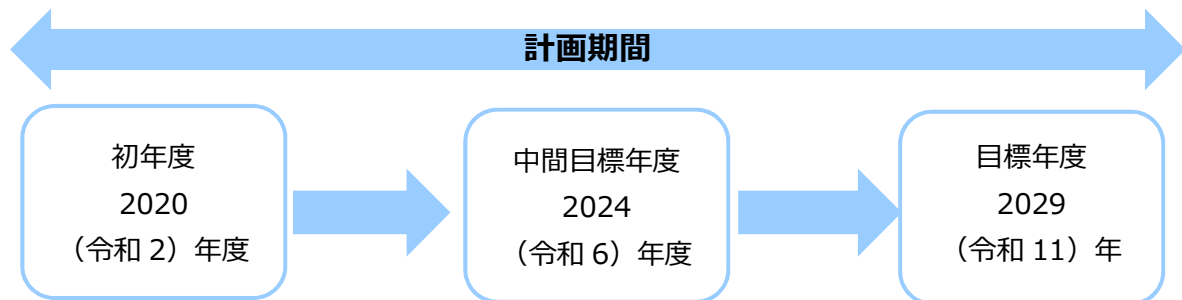


図1-1 計画の期間



### 第3節 計画の位置づけ

本計画は、廃棄物処理法第6条第1項及び同法施行規則第1条の3の規定に基づいて一般廃棄物の処理に関する基本的な事項について定めます。

計画の位置づけを以下に示します。

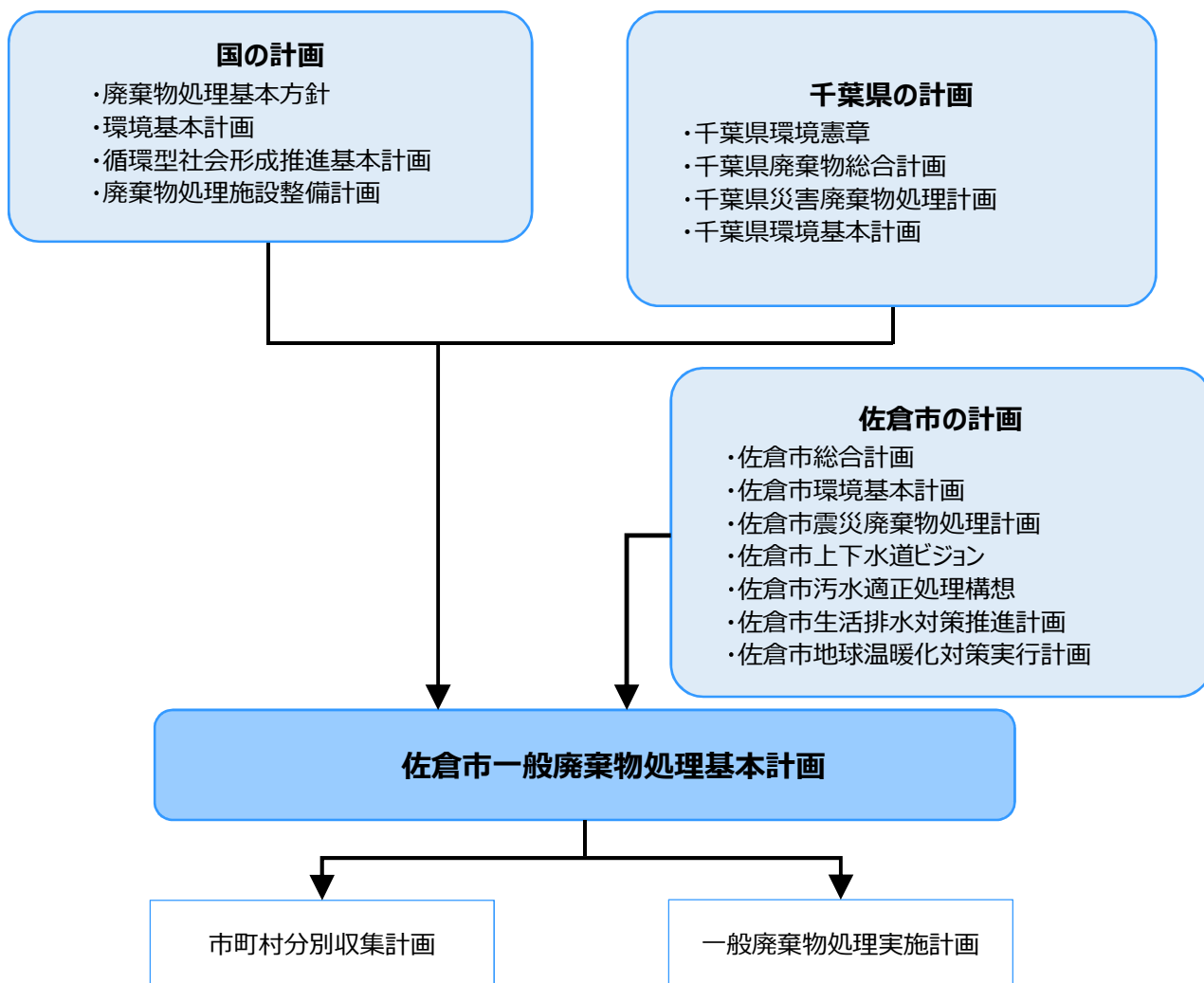


図 1-2 一般廃棄物処理基本計画の位置づけ

#### 第4節 計画の対象区域と廃棄物の範囲

対象区域は行政区域内全域とし、廃棄物の範囲は一般廃棄物とします。その他、廃棄物処理法で定めるもののうち、本市独自で定めるものは、「佐倉市廃棄物の処理及び清掃に関する条例」に基づくこととします。

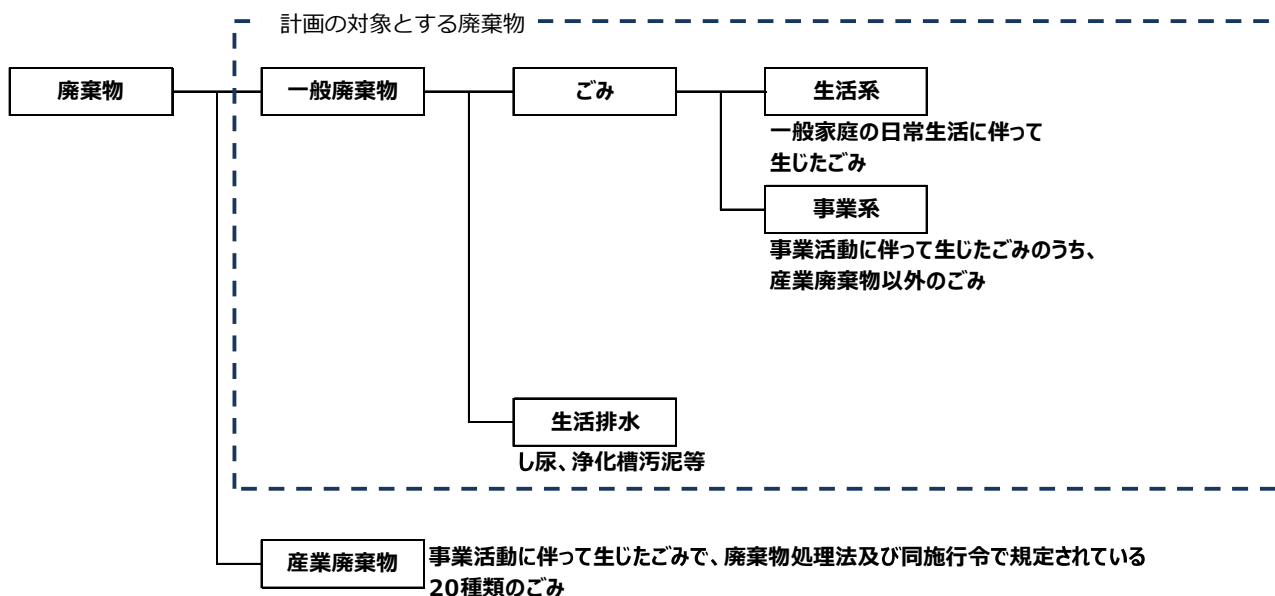


図 1-3 計画の対象とする廃棄物

## 第5節 計画の進行管理

本計画の進行管理においては、PDCA サイクルにより継続的に検証、見直し、評価を行います。計画の評価については、本計画に示した各年度の目標と進捗状況を確認します。また、「市町村一般廃棄物処理システム比較分析」における評価についても進捗状況を図るひとつの指標と捉え、計画の進行状況を管理するものとします。

計画の進捗状況については、概ね5年を評価時期として、評価、見直しに関する意見を市民に求め、評価結果を広く公表するとともに、評価意見を踏まえ、見直し検討も含め計画の進行を行うこととします。

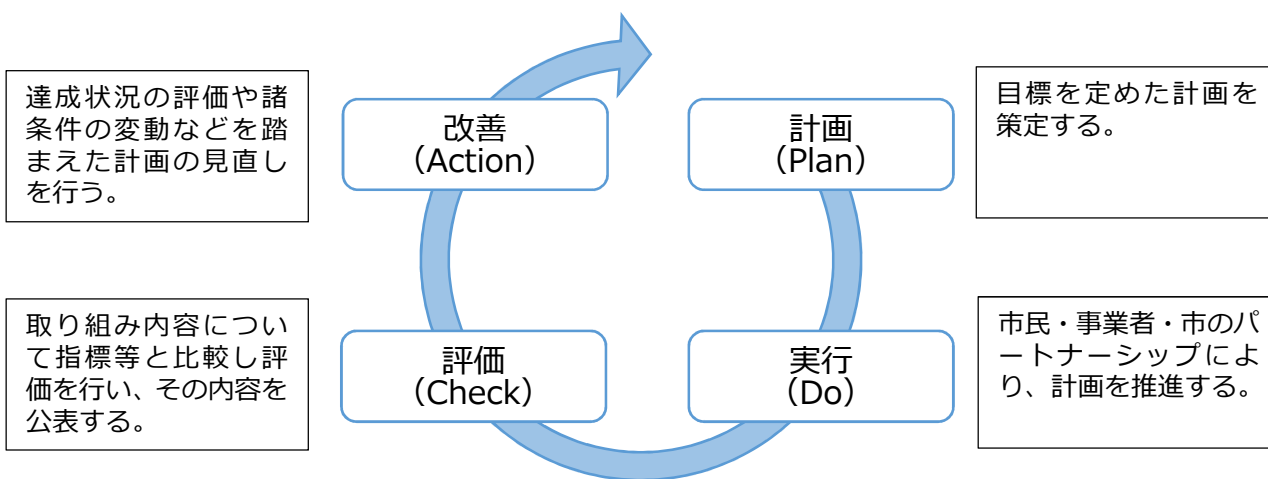


図 1-4 PDCA サイクルの概念図

## 第2章 ごみ処理基本計画

### 第1節 ごみ処理基本方針

#### 第1項 ごみ処理基本方針

循環型社会の実現のためには、ごみの発生を抑え、資源化を継続していく必要があります。また、市民のライフスタイルの変化に伴うごみの多様化を踏まえ、市民・事業者・市が協働して、ごみの発生から処分までの各段階における取り組みの徹底と新たな施策が求められています。

そこで、廃棄物をめぐる社会状況の変化等を十分に考慮して、本市におけるごみ処理の基本方針を以下のとおりとします。

#### 基本方針Ⅰ：4R（リフューズ、リデュース、リユース、リサイクル）の推進

優先的にリフューズ（断る）、リデュース（廃棄物の発生抑制）、リユース（再使用）を行い、その次にリサイクル（再生利用）に取り組むことで、市民・事業者が参加しやすい循環型社会の形成を目指します。

リサイクルにおいては、回収できる資源化量の更なる拡大と、より高品質なリサイクルを目指します。

#### 基本方針Ⅱ：循環型社会づくりに向けた協働の推進

循環型社会づくりのため、市民・事業者・市のそれぞれがごみや環境に配慮した生活及び事業活動を営むとともに、3者が協働して過剰包装の抑制などのごみの減量、資源の有効利用、適正処理を進めます。

#### 基本方針Ⅲ：環境負荷の少ない適正な処理・処分

市民・事業者に一層の分別に協力を求め、効率・効果的な分別区分、排出方法、収集体制の検討をおこなっていきます。

処理・処分においては、ごみの減量化・再資源化を促進し、環境に配慮した適正な処理体制の整備に努めるとともに、安定したごみ処理が図れるよう、佐倉市、酒々井町清掃組合及び酒々井町と協議していきます。また、既存の民間ルートでの減量化、資源化のほか、民間事業者の新たなリサイクル技術を活用し、再資源化や適正処理を進めます。

## 第2項 ごみ発生・排出抑制の施策

### 1. 施策の体系

3つの基本方針を実現するため、本市が進める具体的な施策は以下のとおりです。

基本方針	基本方針に基づく主な施策
基本方針Ⅰ： 4R（リフューズ、リデュース、リユース、リサイクル）の推進	(1) 適正排出しやすい環境づくり (2) マイバグの活用とレジ袋の削減 (3) 生ごみの水切り、食品ロスの削減 (4) リサイクル教育の実施 (5) 負担の公平化の検討 (6) 事業者等への指導 (7) 多量排出事業者等への指導 (8) ごみの排出抑制の促進 (9) ごみの分別、排出及び再資源化の啓発 (10) 資源ごみの分別収集の推進
基本方針Ⅱ： 循環型社会づくりに向けた協働の推進	(1) 市民団体等への支援 (2) 情報提供と普及啓発 (3) 新たな分別区分の検討 (4) 食育・環境教育の推進 (5) 収集運搬体制の見直し (6) 廃棄物を再生資源とした利用推進 (7) 温暖化対策の推進
基本計画Ⅲ： 環境負荷の少ない適正な処理・処分	(1) 環境美化の推進 (2) 適正な処理・処分の実施 (3) 事業系ごみの適正処理 (4) 在宅医療廃棄物対策 (5) 適正処理困難物対策 (6) 不法投棄対策 (7) 災害時などにおけるごみ処理体制の整備

図 2-1 施策体系

## 2. 各種施策の説明

基本方針に基づく主な施策について、具体的な内容と持続可能な開発目標（SDGs）との関連を示します。

### 【関連する SDG s 目標】



飢餓に終止符を打ち、食料の安定確保と栄養状態の改善を達成するとともに、持続可能な農業を推進する



都市と人間の居住地を包摂的、安全、強靱かつ持続可能にする



持続可能な消費と生産のパターンを確保する






気候変動とその影響に立ち向かうため、緊急対策を取る



海洋と海洋資源を持続可能な開発に向けて保全し、持続可能な形で利用する







基本方針 I : 4R（リフューズ、リデュース、リユース、リサイクル）の推進	
(1)	<p><b>適正排出しやすい環境づくり</b></p> <hr/> <div style="display: flex; align-items: center;"> <p>分別の徹底を図るため、分かりやすいリーフレットの作成、多言語のごみの分別一覧表の作成、市の広報紙や HP でごみに関する情報を掲載し、排出しやすい環境づくりを行います。少子高齢化による問題の把握と対応について研究していきます。</p> </div>
(2)	<p><b>マイバッグの活用とレジ袋の削減</b></p> <hr/> <div style="display: flex; align-items: center;"> <p>収集運搬や中間処理、最終処分の負担を減らすため、マイバッグの活用を推進し、レジ袋の使用削減を目指します。また、過剰包装を断る風潮を醸成し、容器包装ごみの発生を抑制します。</p> </div>
(3)	<p><b>生ごみの水切り、食品ロスの削減</b></p> <hr/> <p>生ごみの多くは水分が含まれています。排出者に水切りの重要性を啓発し、生ごみ重量の削減に努め、食べ残しや余分な食材の購入をしないように呼びかけ、食品廃棄</p>



	<p>物の発生を抑制します。</p> <p>また、生ごみ処理機の普及促進を引き続き行っていきます。</p>
	<p><b>(4) リサイクル教育の実施</b></p> <p>学校では、社会科や総合的な学習での環境教育の一環として、リサイクル教育を実施していきます。その際、家庭との連携を図りながら、リサイクルを実践する力を育てていきます。公民館などの活動では、ごみの講座、研究発表等に協力していきます。また、図書館では、リサイクル等に関連する資料の展示や貸し出しをおこないます。</p> <p>また、地域社会において、町内会、自治会や子ども会などの社会教育の分野でも取り組みが広まるよう支援します。</p>
	<p><b>(5) 負担の公平化の検討</b></p> <p>本市では、平成 13 年 10 月から、市指定ごみ収集専用袋を紙袋からポリ袋へ切り替え、集積所収集用として 6 品目 7 種類の市指定ごみ袋を使用して、生活系ごみの収集をおこなっています。今後はさらに排出者の負担の公平化の観点から、有料化の導入等について検討します。</p>
	<p><b>(6) 事業者等への指導</b></p> <p>事業者自らの責任を自覚し、過剰包装、流通包装廃棄物の抑制、店頭回収の実施、再生品の利用・販売等に積極的に取り組むよう働きかけます。また、ごみの減量化・再資源化等、環境保全に配慮した事業活動を営む小売店や商店会などに対し、引き続き、佐倉市リサイクル協力店・佐倉市エコロジー推奨店認定制度を実施します。</p>
	<p><b>(7) 多量排出事業者等への指導</b></p> <p>多量にごみを排出する事業者や小売店等に対し、ごみの減量、簡易包装の実施、レジ袋の削減等の指導を行います。また、減量化・資源化等計画の策定及び協議書の提出を求め、計画に対して意見を述べるとともに、その履行を促し、実施状況を監視するとともに、必要な助言・指導・改善を行うことが出来るよう制度の更なる検討を行います。</p>

<p><b>(8)</b></p> <p>12 つくる責任 つかう責任</p> 	<p><b>ごみの排出抑制の促進</b></p> <hr/> <p>本市では、平成 13 年 10 月から粗大ごみの有料戸別収集を実施しておりますが、収集の継続により、粗大ごみ減量化、排出抑制に努めます。粗大ごみ処理券の販売店の拡充、さらにわかりやすい粗大ごみ品目表の作成など、市民にとって利用しやすい仕組みづくりに努めます。</p>
<p><b>(9)</b></p> <p>12 つくる責任 つかう責任</p> 	<p><b>ごみの分別、排出及び再資源化の啓発</b></p> <hr/> <p>事業系ごみの分別、排出方法、リサイクル方法について、広報、啓発、直接指導等により、分別排出、再資源化、適正処理を促します。</p> <p>また、関連団体や商店会などと協力し、再資源化の仕組みづくりなどを検討します。</p>
<p><b>(10)</b></p> <p>12 つくる責任 つかう責任</p> 	<p><b>資源ごみの分別収集の推進</b></p> <hr/> <p>資源ごみの分別収集については、引き続き適正処理に努めるとともに、地域回収、店頭回収も併せて推進します。</p>





基本方針Ⅱ：循環型社会づくりに向けた協働の推進

<p>(1)</p> 	<p><b>市民団体等への支援</b></p> <p>集団回収など資源化活動をしている市民団体や NPO などに対する表彰制度などの支援を行います。また、活動の実施においては、市も積極的に協力し、地域に根ざした活動となるよう支援します。</p>
<p>(2)</p> 	<p><b>情報提供と普及啓発</b></p> <p>4Rの推進には、市民・事業者等の理解と協力が不可欠であり、ごみに対する意識を高めることが必要であることから、市民・事業者等に対し情報提供・啓発を行うことで、施策を広く浸透させます。</p> <p>主な施策を以下に示します。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ごみ減量、ごみ処理等に関する市の取り組み等の情報を広報、パンフレット、ホームページ、説明会等を介して提供する。</li> <li>・中間処理施設の見学会を実施し、資源循環に関する意識の高揚を図る。</li> <li>・家電リサイクル法に基づき、適正な回収、再商品化がなされるように、関係団体や小売店などと協力して市民に普及啓発を行う。</li> </ul>
<p>(3)</p> 	<p><b>新たな分別区分の検討</b></p> <p>現状の分別区分を継続するとともに、地域におけるリサイクルの可能性を考慮して新たな分別品目の検討をします。</p>
<p>(4)</p>  	<p><b>食育・環境教育の推進</b></p> <p>学校などにおける食育活動を通じて、食べ物や資源を大切に作る心を育みます。また、希少金属など有用な資源の有限性や資源循環の必要性について理解を深め、行動してもらうため環境教育を推進します。</p>
<p>(5)</p> 	<p><b>収集運搬体制の見直し</b></p> <p>ごみ収集の効率性などを踏まえた体制を継続します。また、本計画に基づく取り組みの効果及び市民の要望を踏まえ、効果的に回収できる収集経路、収集方法、収集回数を検討します。</p>

<p><b>(6)</b></p> 	<p><b>廃棄物を再生資源とした利用推進</b></p> <p>中間処理において発生した廃棄物を民間事業者において有効に再生資源として活用が図れないか検討します。また、優れた技術やノウハウを有する民間事業者と委託契約を結び、最終処分量の低減に努めます。</p>
<p><b>(7)</b></p> 	<p><b>温暖化対策の推進</b></p> <p>地球温暖化対策は全世界的な課題であり、地域レベルでの地球温暖化対策を推進するため、本市においても、市域から排出される二酸化炭素の削減目標を2030年度に2013年度比26.0%減とする「佐倉市地球温暖化対策実行計画（区域施策編）」を策定しています。この計画に基づき、温室効果ガスの排出につながるプラスチックごみ等の削減や、収集運搬におけるエコドライブの徹底に努めます。また、委託業者や許可業者に対して、収集・運搬車両を購入する場合には、低燃費・低公害車や電気自動車など次世代自動車の導入を検討するよう啓発を進めます。</p>

基本方針Ⅲ：環境負荷の少ない適正な処理・処分

<p>(1)</p> 	<p><b>環境美化の推進</b></p> <p>本市では毎年、ゴミゼロ運動を開催し、自治会、ボランティア等、多くの市民の参加を得て、市内の道路や河川等の散乱ごみの回収し、河川から海洋へのごみ（プラスチックごみなど）の流出を防いでいます。また、不法投棄禁止の啓発を行います。</p>
<p>(2)</p> 	<p><b>適正な処理・処分の実施</b></p> <p>市民・事業者が排出したごみを、環境に負荷を与えないように配慮しながら、適正かつ衛生的に処理・処分します。</p> <p>事業活動に伴って生じた廃棄物は、自らの責任において適正に処理にするとともに、その処理に関する技術開発に努めるよう促し、ごみの減量化やリサイクルの推進を図ります。</p>
<p>(3)</p> 	<p><b>事業系ごみの適正処理</b></p> <p>廃棄物処理法第3条により、事業者はその事業活動に伴って生じた廃棄物を自らの責任において適正に処理しなければならないため、許可業者に依頼するか、自ら処理施設に直接搬入するなど、適正な処理を行うよう指導します。</p>
<p>(4)</p> 	<p><b>在宅医療廃棄物対策</b></p> <p>高齢化に伴い在宅医療の増加による医療系廃棄物の増加が予想されることから、医療機関などによる回収等の促進及び適正な処理・回収ルートを活用するよう市民へ啓発します。</p> <p>感染性廃棄物については、適正な回収・処理が出来るよう医療機関等と協議し、回収・処理方法について検討します。</p>
<p>(5)</p> 	<p><b>適正処理困難物対策</b></p> <p>分別されたごみの中には、他の分別区分のごみや収集あるいは処理を進める上で支障をきたすものが混入していることがあるため、継続的に分別ルールを周知します。</p> <p>また、家電リサイクル法で定められている特定家電品や、廃タイヤ、消火器、バッテリーなど市で適正な処理ができないごみに関しては、購入店で引き取ってもらうなど処理方法を今後も周知徹底していきます。</p>
<p>(6)</p> 	<p><b>不法投棄対策</b></p> <p>不法投棄が頻発する地域を定期的にパトロールするとともに、監視カメラの増設、不法投棄防止啓発看板の設置など監視体制の強化、拡充を図ります。</p> <p>市民、警察、NPO、土地所有者及び管理者と協力して、不法投棄に関する情報の収集や防止対策を推進することにより、不法投棄させない環境を構築します。</p>

<p>(7)</p>  	<p><b>災害時などにおけるごみ処理体制の整備</b></p> <hr/> <p>災害時には大量の災害廃棄物が発生します。被災地の環境衛生を保全するため、「佐倉市地域防災計画（平成 27 年 2 月）」に基づき迅速かつ適正に対応を図り、「佐倉市震災廃棄物処理計画（平成 29 年 3 月）」に基づき適正な処理を行います。なお、計画の改訂時には、2019（令和元）年度に発生した台風や豪雨による災害対応について、その教訓を反映いたします。</p>
--	---

### 第3項 達成目標の設定

#### 1. 発生抑制及び資源化の目標値

##### 1) 目標値の設定

本市では、経年的に人口が減少する見込みのため、ごみ排出量も減少が見込まれます。2018（平成30）年度実績と比較すると2024（令和6）年度には約3.1%減少する見込みです。しかし第9次千葉県廃棄物処理計画では、2013（平成25）年度と2020（令和2）年度を比較し、約10.1%低減する目標となっており、達成は厳しい状況です。

そこで本計画では、第四次循環型社会形成推進基本計画の目標値である1人1日当たりの生活系ごみ排出量（資源物は除く）と近年増加傾向にある事業系ごみについて目標設定を検討します。

生活系ごみ排出量では、1人1日当たりの人口における、減量や資源化の目標を設定し、第四次循環型社会形成推進基本計画の目標達成（2025（令和7）年度に481g/人・日）を目指すとともに、本市の目標年度2029（令和11）年度まで施策を継続して実行することで、「471g/人・日」を目指すこととします。

表 2-1 排出量の目標設定

	廃棄物処理法に基づく基本方針 ※1	第4次循環型社会形成推進基本計画 ※2	第9次千葉県廃棄物処理計画 (H28年3月) ※3	佐倉市						
				実績値		見込み			備考	
				2020(R2)	2025(R7)	2020(R2)	2018(H30)	2024(R6)	2029(R11)	2012(H24)
総排出量(集団回収含む)	t/年	49,282	—	49,136	51,398	49,783	48,566	56,002	54,650	—
1人1日当たりの排出量(集団回収含む)	g/人日	—	731	—	801	798	813	—	—	806
1人1日当たりの生活系ごみ(資源除く)	g/人日	500	<b>481</b>	500	545	524	510	559	547	548
再生利用率	%	27.6%	—	28.5%	19.1%	17.6%	16.2%	21.6%	22.0%	—
最終処分量	t/年	1,529	—	1,419	2,300	2,286	2,271	1,778	1,542	—
(最終処分率)	%			8.0%	2.6%					

※1におけるごみ排出量

※1におけるリサイクル率

※1における最終処分量

※2における1人1日当たりの総排出量

※2における1人1日当たりの生活系ごみ排出量

※3における総排出量

※3における生活系ごみの1人1日あたり排出量

※3における再生利用率

※3における最終処分量

=H24年度の12%減

=H24年度の6%増

=H24年度の14%減

=H28年度の約8%減 数値目標850g/人日(-75g/人・日)

=H28年度の約13%減 (-67g/人・日)

=H25年度の約10.1%減

=H25年度の約7.7%減

=H25年度の約6.5%増

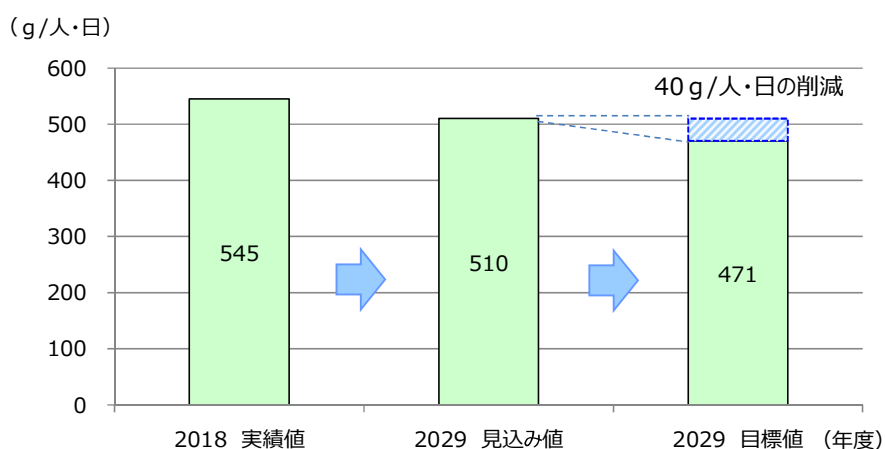
=H25年度の約20.2%減

## 2) 削減目標の設定

本計画では、目標年度における市民 1 人当たりのもやせるごみ削減量を 1 日 40g と設定し、471g/人・日を目指します。

### 1 人 1 日当たりの生活系ごみ排出量（資源ごみを除く）

**目標値：471g/人・日**（2029（令和 11）年度）



※小数点の兼ね合いで数値が合わない箇所がございます。

図 2-2 生活系ごみ（資源物を除く）の実績と目標値

排出されるごみの 9 割強は、もやせるごみです。2018（平成 30）年度の生活系ごみの内、もやせるごみの排出量は 32,462t です。ごみ組成分析の結果からは、もやせるごみに紙類、食べ残し等の生ごみ、プラスチック類が含まれ、さらに重量の半分近くを生ごみに含まれる水分が占めていることがわかります。そこで、生活系ごみの内、もやせるごみに含まれている紙類は資源物として分別し、生ごみは食べ残し等の削減と水切りの強化を行い、レジ袋等はマイバッグ持参等でごみの発生を抑えることで、もやせるごみを 1 人 1 日当たり 40g 減らすことができます。

#### 【目安事例】

- 紙類の資源化⇒新聞紙約 1 枚分の 15g を削減（資源化）する必要があります。
- 木竹類の削減⇒割り箸一膳分の 7g を削減する必要があります。
- 食べ残し等の削減⇒お茶碗 1 杯の 15 分の 1 の 10g を削減する必要があります。
- もやせるごみの水切りの強化⇒ペットボトルのキャップに換算すると約 2 杯分の 10g を削減する必要があります。

表 2-2 生活系可燃ごみの内訳及び削減目標

	平均ごみ質 (湿ベース)	H30生活系 可燃ごみ 内訳	原単位	削減目標	削減割合	備考	
	%	t/年	g/人・日	g/人・日	%		
組成	紙類	38.4	12,465	194	15	7.7	紙類の資源化
	布類	3.9	1,266	20			
	木・竹・ワラ類	7.1	2,305	36			
	プラスチック類	15.9	5,161	80	5	6.3	レジ袋の削減
	ゴム・皮革類	5.0	1,623	25			
	厨芥類 (生ごみ)	27.3	8,862	138	20	14.5	
					(10)	(7.2)	食べ残し等の削減
					(10)	(7.2)	水切りの強化
	不燃物類	1.4	454	7			
	その他	1.0	325	38			
合計	100.0	32,462	538	40			
削減目標				40			

※平均ごみ質（湿ベース）は、「容器包装廃棄物の使用・排出実態調査の概要（平成 27 年度）」（環境省）を参考に算出しています。

事業系ごみは、見込み値が増加傾向を示しているため、原単位を 2018（平成 30）年度の水準を維持すること（138 g/人・日）を目指します。

**事業系ごみ排出量：目標値 8,240t/年**（2029（令和 11）年度）

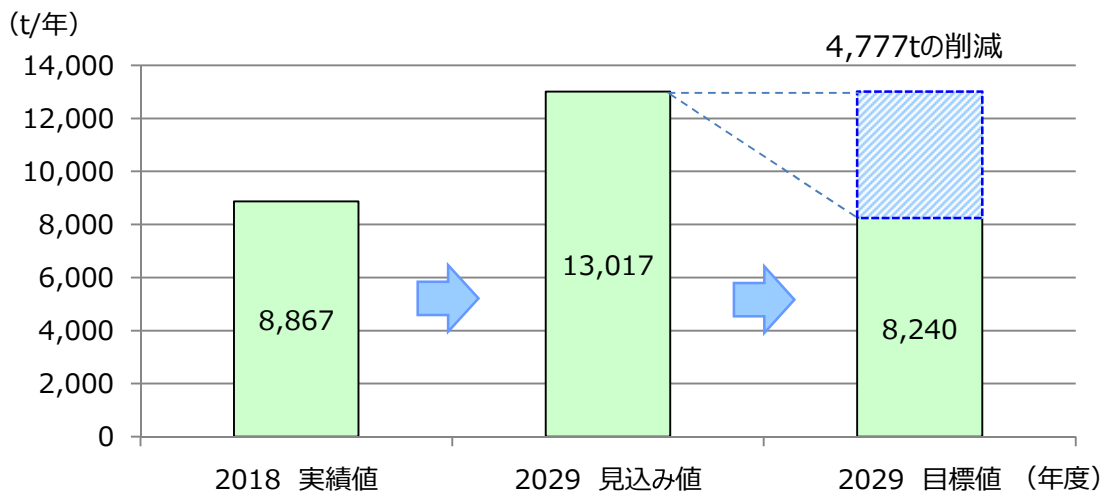


図 2-3 事業系ごみの実績と目標値

## 6. 目標を達成した場合のごみの排出量

1人が毎日40gの生活系可燃ごみの低減と事業系ごみの原単位を2018（平成30）年度の水準を維持することにより、他の項目についても以下のような削減目標値を設定します。

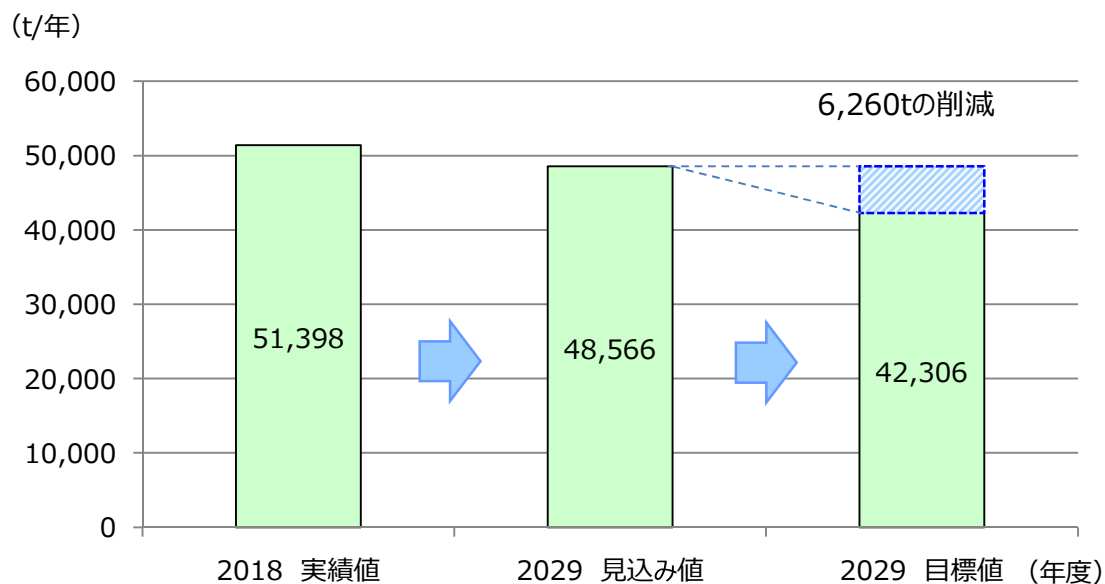


図 2-4 総排出量の実績と目標値

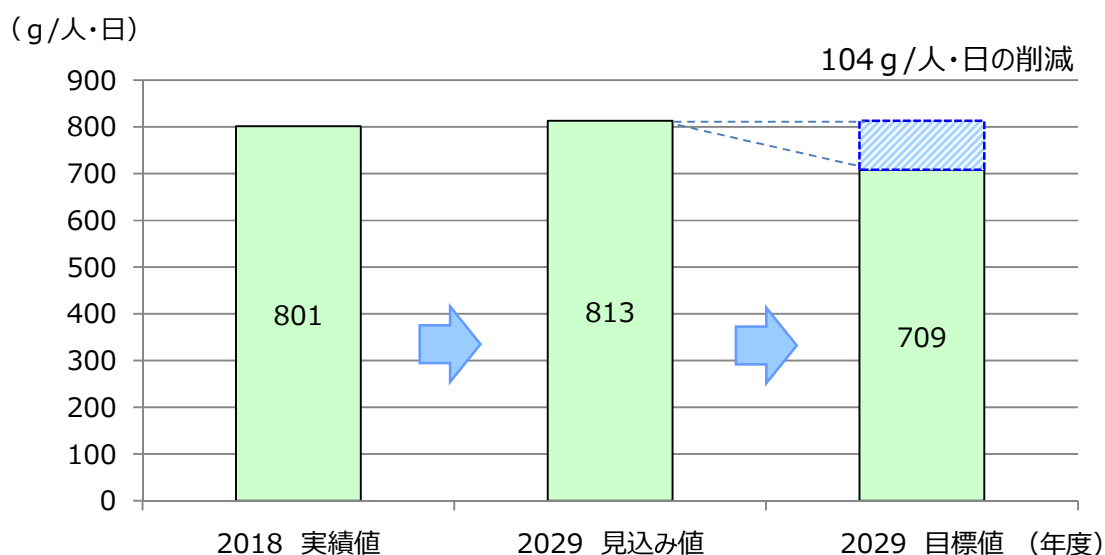


図 2-5 1人1日当たりの総排出量の実績と目標値



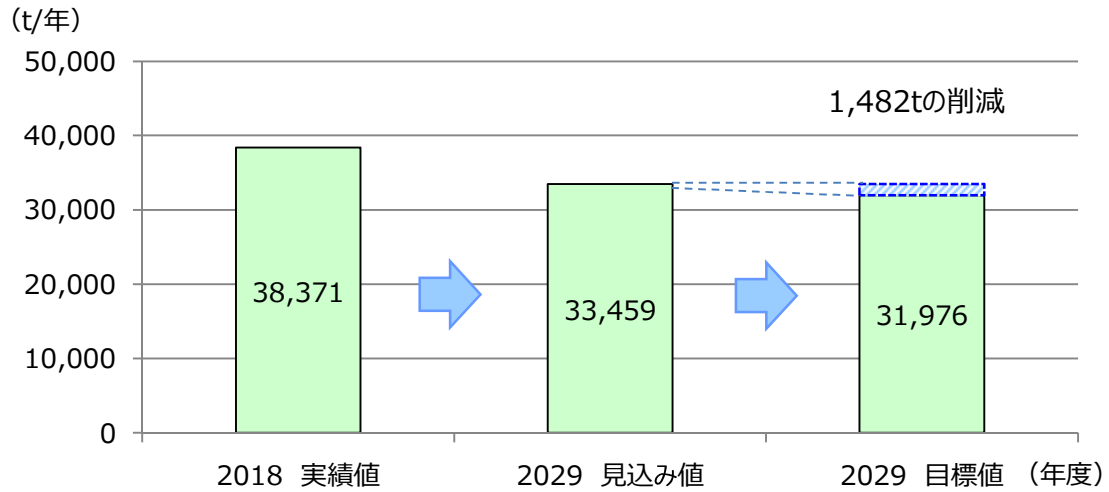


図 2-6 生活系ごみ排出量の実績と目標値

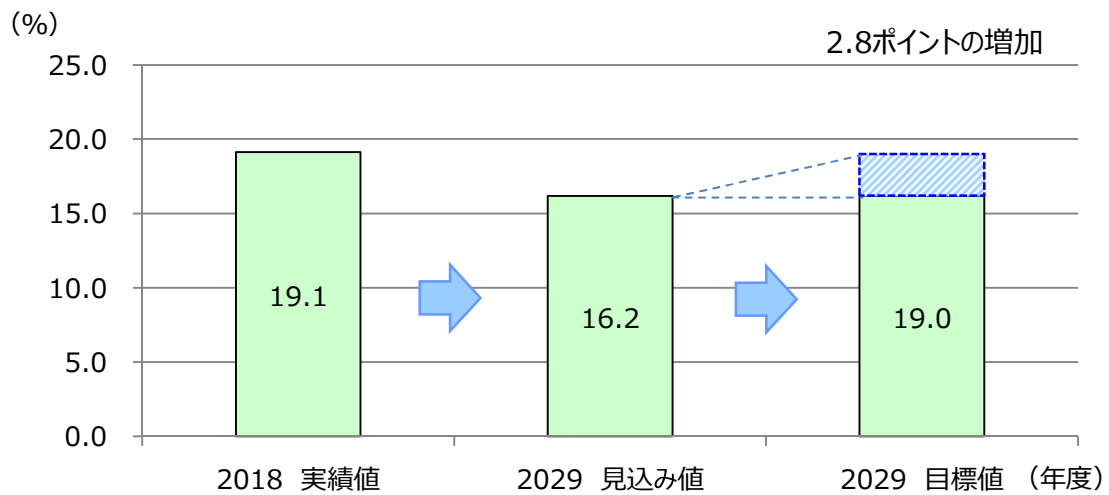


図 2-7 リサイクル率の実績と目標値

リサイクル率は紙類の分別を強化することにより、2018（平成 30）年度の水準を維持するもの  
とします。

表 2-3 目標を達成した場合の排出量

	単位	実績		中間目標	目標
		2014	2018	2024	2029
年間日数	日	365	365	365	365
人口	人	177,618	175,904	170,916	163,589
ごみの排出量	t/年	47,760	47,238	43,128	40,216
生活系ごみ排出量	t/年	39,953	38,371	34,519	31,976
もやせるごみ	t/年	33,159	32,462	28,198	25,914
うめたてごみ	t/年	758	661	600	559
粗大ごみ	t/年	2,094	1,830	1,740	1,622
資源物	t/年	3,942	3,418	3,981	3,881
事業系ごみ排出量	t/年	7,807	8,867	8,609	8,240
もやせるごみ	t/年	7,265	8,585	8,335	7,978
うめたてごみ	t/年	0	0	0	0
粗大ごみ	t/年	418	282	274	262
資源物(古紙類)	t/年	124	0	0	0
集団回収量	t/年	5,582	4,160	2,870	2,090
総排出量	t/年	53,342	51,398	45,998	42,306
1人1日当たりのごみの排出量	g/人日	737	736	678	658
生活系+事業系	g/人日	737	736	678	658
もやせるごみ	g/人日	624	639	586	568
うめたてごみ	g/人日	12	10	10	9
粗大ごみ	g/人日	39	33	32	31
資源物	g/人日	63	53	51	50
生活系ごみ排出量	g/人日	616	598	553	536
もやせるごみ	g/人日	511	506	452	434
うめたてごみ	g/人日	12	10	10	9
粗大ごみ	g/人日	32	29	28	27
資源物	g/人日	61	53	51	50
(資源物を除く生活系ごみ排出量)	g/人日	555	545	490	471
事業系ごみ排出量	g/人日	120	138	138	138
もやせるごみ	g/人日	112	134	134	134
うめたてごみ	g/人日	0	0	0	0
粗大ごみ	g/人日	6	4	4	4
資源物	g/人日	2	0	0	0
1人1日当たりの集団回収量	g/人日	86	65	46	35
1人1日当たりの総排出量	g/人日	823	801	737	709
リサイクル量	t/年	11,983	10,264	9,152	8,031
リサイクル率	%	21.4%	19.1%	19.9%	19.0%

※端数処理のため、内訳と合計が一致しないことがあります。

※1表記上は整数としていますが、年間排出量は小数点第1位までの数値で計算しています。

#### 第4項 ごみの発生・排出抑制施策の展開

##### 1. 市による施策の展開

市が自ら実施する取り組み及び市民・事業者が実施する取り組みへの支援策等について、今後も継続して行います。

施策		関連する基本方針
(1)	適正排出しやすい環境づくり	基本方針Ⅰ (1)
(2)	事業者等への指導	基本方針Ⅰ (6)
(3)	多量排出事業者等への指導	基本方針Ⅰ (7)
(4)	ごみの分別、排出及び再資源化の啓発	基本方針Ⅰ (9)
(5)	市民団体等への支援	基本方針Ⅱ (1)
(6)	情報提供と普及啓発	基本方針Ⅱ (2)
(7)	新たな分別区分、収集運搬体制の検討	基本方針Ⅱ (3)
(8)	食育・環境教育の推進	基本方針Ⅱ (4)
(9)	廃棄物を再生資源とした利用推進	基本方針Ⅱ (6)
(10)	温暖化対策の推進	基本方針Ⅱ (7)
(11)	環境美化の推進	基本方針Ⅲ (1)
(12)	適正な処理・処分の実施	基本方針Ⅲ (2)
(13)	許可業者への指導	基本方針Ⅲ (6)
(14)	在宅医療廃棄物対策	基本方針Ⅲ (4)
(15)	適正処理困難物対策	基本方針Ⅲ (5)
(16)	不法投棄対策	基本方針Ⅲ (6)
(17)	災害時などにおけるごみ処理体制の整備	基本方針Ⅲ (7)
(18)	ごみ排出抑制の推進	基本方針Ⅰ (8)
(19)	資源ごみの分別収集の推進	基本方針Ⅰ (10)
(20)	リサイクル教育の実施	基本方針Ⅰ (4)
(21)	負担の公平化の検討	基本方針Ⅰ (5)

## 2. 市民による施策の展開

市民が自ら実施する取り組みへの支援策等について、今後も継続して行います。

施策		関連する基本方針
(1)	マイバッグの活用とレジ袋の削減	基本方針Ⅰ (2)
(2)	生ごみの水切り、食品ロスの削減	基本方針Ⅰ (3)
(3)	ごみ、リサイクル講座への参加	基本方針Ⅱ (4)
(4)	集団回収への参加	基本方針Ⅱ (1)
(5)	ごみの発生抑制・資源化の推進	基本方針Ⅰ (8)
(6)	ごみ分別への協力	基本方針Ⅰ (9)
(7)	温暖化対策の推進	基本方針Ⅱ (7)
(8)	環境美化の推進	基本方針Ⅲ (1)

## 3. 事業者による施策の展開

事業者が自ら実施する取り組みへの支援策等について、今後も継続して行います。

施策		関連する基本方針
(1)	生ごみの水切り、食品ロスの削減	基本方針Ⅰ (3)
(2)	レジ袋、過剰包装の削減	基本方針Ⅰ (8)
(3)	ごみ分別への協力	基本方針Ⅰ (9)
(4)	食品リサイクル法に基づく肥料化・飼料化の推進	基本方針Ⅱ (6)
(5)	ごみの発生抑制・資源化の推進	基本方針Ⅰ (7)、(8)
(6)	温暖化対策の推進	基本方針Ⅱ (7)
(7)	適正な処理・処分の実施	基本方針Ⅲ (2)

## 第5項 ごみの適正処理に関する基本的事項

### 1. 収集・運搬計画

#### 1) 現行収集・運搬体制の継続

生活系ごみ（もやせるごみ、うめたてごみ、粗大ごみ、カン、ビン、その他紙製容器包装、その他プラスチック製容器包装、ペットボトル）は、市が適正な処理を講ずるように努めることとなっています。また、事業系（一般廃棄物）ごみは、事業者の責任で適正処理することとなっています。

生活系ごみの収集・運搬体制は、直営又は委託によるものとし、ごみの分別品目ごとに設定した収集の方式や日程などは、必要に応じて調整を図ります。また、ペットボトルと廃乾電池の集積所収集、ごみ袋の小型化の実施を検討します。

#### 2) 収集区域

収集区域は、行政区域全域を収集区域とし、特に、集積所方式での収集は、市域を5つの担当区域に区分し収集します。

#### 3) 収集・運搬体制の見直し

ごみ収集・運搬については、佐倉市、酒々井町清掃組合が行う中間処理、再資源化、最終処分場の計画と整合を図りつつ効率的な収集運搬体制を適宜見直していきます。

### 2. 中間処理計画

#### 1) 中間処理体制

中間処理と再資源化にあたっては、これまでどおりに佐倉市、酒々井町清掃組合の酒々井リサイクル文化センター及び他の民間施設にて、生活環境への影響がないように適正に処理を進めます。

#### 2) 焼却灰等による資源の回収

酒々井リサイクル文化センター内の最終処分場の延命のために、今後も焼却施設での焼却灰及び焼却残渣は可能な範囲で再資源化（スラグ化など）することを基本とします。

### 3) 中間処理量

中間処理量を以下に示します。

もやせるごみの減少により焼却処理量の推移は、年々減少する見込みです。

一方、資源化量は分別の徹底等の施策により 2029（令和 11）年度に 8,031t となり、リサイクル率は 19.0%となる見込みです。

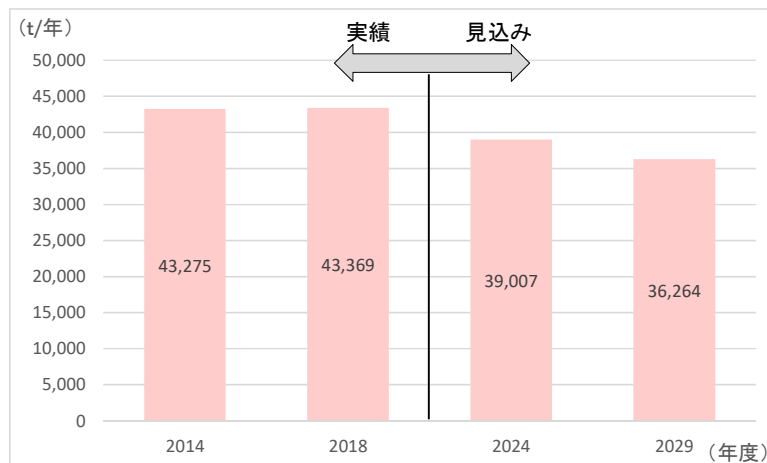


図 2-8 中間処理量の見通し

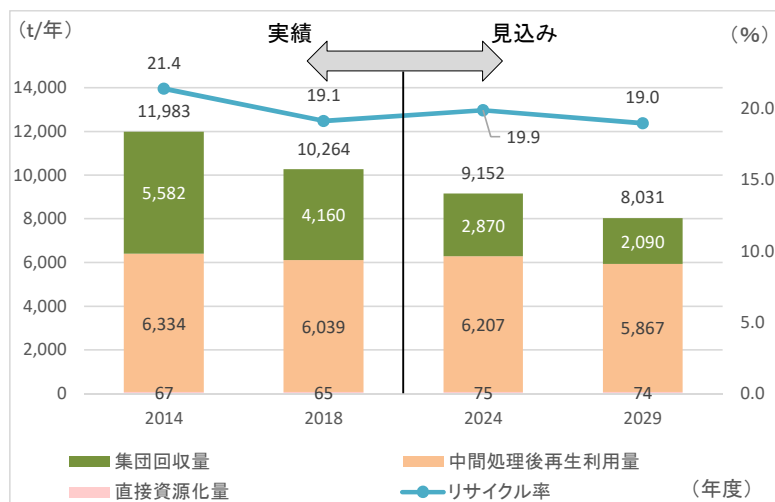


図 2-9 資源化量とリサイクル率の見通し

### 4) 中間処理施設の整備

本市の中間処理は佐倉市、酒々井町清掃組合で行っています。焼却施設の基幹的設備改良工事を平成 31 年 3 月に完了しました。今後の施設整備に関しては、本市と酒々井町、組合とで協議していきます。

### 3. 最終処分計画

#### 1) 最終処分量の減量化

最終処分量を減量化するため、「焼却灰の資源化」、「焼却残渣のエコセメント化」を行っていましたが、2012（平成 24）年度で「焼却残渣のエコセメント化」が震災の影響でできなくなってしまいました。今後は新たな資源化先を検討するとともに焼却灰の資源化を継続します。

#### 2) 最終処分先の検討

本市から排出される焼却残渣、キレート処理灰等の最終処分は、民間の最終処分場で埋立処分を行っています。今後も継続して民間の最終処分場を利用しますが、新たな最終処分先の検討も行います。

埋立処分する多くのものは、再生利用に適さない残渣であるため、ごみの発生抑制や資源化等の施策により処分量を削減していきます。

#### 3) 最終処分量

最終処分の計画量を以下に示します。

ごみ排出量が年々減少すると予測されるため、最終処分量も減少する見込みです。

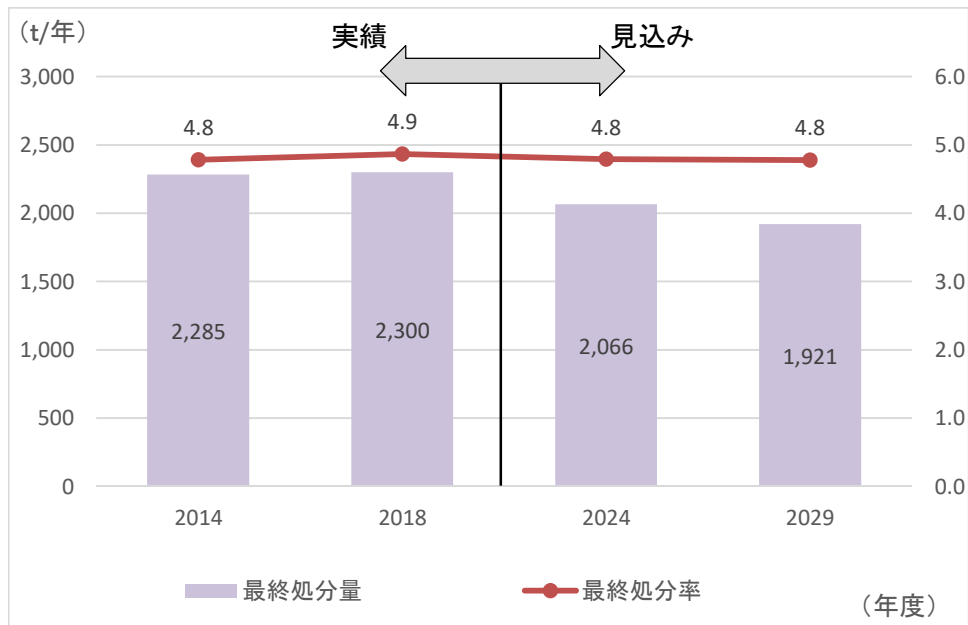


図 2-10 最終処分量と最終処分率

## 第3章 生活排水処理基本計画

### 第1節 生活排水処理基本方針

#### 第1項 生活排水処理基本方針

生活環境の保全と公衆衛生の向上の観点から、生活排水の適正処理を公共下水道などの整備促進と、単独処理浄化槽から合併処理浄化槽への転換を図るため、生活排水処理に対する市民の理解を得るための取り組みを進めます。

#### 基本方針Ⅰ：生活排水を処理する施設の整備、維持管理を促進します。

- ① 公共下水道の整備と接続の促進に努めます。
- ② 農業集落排水施設の適正な維持管理に努めます。
- ③ 高度処理型合併処理浄化槽の普及と適正な維持管理を促進します。

#### 基本方針Ⅱ：生活排水が適正に処理されるように啓発、情報提供を進めます。

- ① 地域の水域の水質汚濁状況や汚濁の原因などについての情報発信を進めます。
- ② 供用開始区域における各家庭の公共下水道への接続を促進します。
- ③ 合併処理浄化槽の適正な維持管理が行われるよう、関係機関と協力し啓発を行います。
- ④ 単独処理浄化槽が早期に合併処理浄化槽など他の処理施設に転換するように啓発を行います。



## 第2項 生活排水排出抑制の施策

### 1. 施策の体系

2つの基本方針を実現するため、本市が進める具体的な施策は以下のとおりです。

基本方針	基本方針に基づく主な施策
基本方針Ⅰ： 生活排水を処理する施設の整備、維持管理を促進します。	(1) 公共下水道の整備
	(2) 家庭での高度処理型合併処理浄化槽の普及および適正な維持管理の推進
	(3) し尿・汚泥の収集・運搬の実施
	(4) 中間処理の実施
	(5) し尿・汚泥の収集・運搬処理の適正な処理の実施
基本方針Ⅱ： 生活排水が適正に処理されるように啓発、情報提供を進めます。	(1) 家庭への啓発活動
	(2) 啓発イベントの開催
	(3) 水質・対策について市民への情報提供
	(4) 家庭・事業所での適正な処理の普及

図 3-1 施策体系



## 2. 各種施策の説明

基本方針に基づく主な施策について、具体的な内容と持続可能な開発目標（SDGs）との関連を示します。





### 【関連する SDGs 目標】



すべての人に水と衛生へのアクセスと持続可能な管理を確保する

基本方針 I：生活排水を処理する施設の整備、維持管理を促進します。									
	<p><b>(1) 公共下水道の整備</b></p> <p>生活排水対策の有効な手段である下水道の整備は、2018（平成 30）年度末時点で事業認可区域（公共下水道を近年のうちに整備しようとして計画している面積）が 2,822ha で本市の面積の約 27.2%、既に公共下水道が使用可能となっている区域は 2,552ha で市域の約 24.6%となっています。</p> <p>公共下水道の普及率（全人口に対する下水道整備区域内人口の比率）は、2018（平成 30）年度末に 92.6%に達しており、千葉県下でもトップクラスの整備率となっていますが、「佐倉市印旛沼流域関連公共下水道基本計画」に基づき、なおいっそうの整備を図ります。</p>								
	<p><b>(2) 家庭での高度処理型合併処理浄化槽の普及および適正な維持管理の推進</b></p> <p>市では、家庭用の高度処理型合併処理浄化槽の設置について、設置費用の一部を補助し、設置後の維持管理費についても補助を行っていますが、引き続き補助事業を実施します。</p> <p style="text-align: center;">佐倉市合併処理浄化槽設置事業補助金制度の概要</p> <table border="1" style="width: 100%;"> <thead> <tr> <th>目的</th> <td>家庭の生活排水の適正処理。</td> </tr> </thead> <tbody> <tr> <th>対象区域</th> <td> <ul style="list-style-type: none"> <li>・下水道認可区域外（下水道認可区域内のうち、当分の間下水道の整備が見込めない区域を含む。）</li> <li>・農業集落排水事業区域外</li> </ul> </td> </tr> <tr> <th>条件</th> <td>自己の居住の用に供する住宅に高度処理型合併処理浄化槽を設置する市民に対して補助。</td> </tr> <tr> <th>上乗せ補助</th> <td> <ul style="list-style-type: none"> <li>・単独処理浄化槽の処分費用・配管工事費用</li> <li>・くみ取り便所の処分費用・配管工事費用</li> <li>・放流先のない場合の処理装置の設置費用</li> </ul> </td> </tr> </tbody> </table>	目的	家庭の生活排水の適正処理。	対象区域	<ul style="list-style-type: none"> <li>・下水道認可区域外（下水道認可区域内のうち、当分の間下水道の整備が見込めない区域を含む。）</li> <li>・農業集落排水事業区域外</li> </ul>	条件	自己の居住の用に供する住宅に高度処理型合併処理浄化槽を設置する市民に対して補助。	上乗せ補助	<ul style="list-style-type: none"> <li>・単独処理浄化槽の処分費用・配管工事費用</li> <li>・くみ取り便所の処分費用・配管工事費用</li> <li>・放流先のない場合の処理装置の設置費用</li> </ul>
目的	家庭の生活排水の適正処理。								
対象区域	<ul style="list-style-type: none"> <li>・下水道認可区域外（下水道認可区域内のうち、当分の間下水道の整備が見込めない区域を含む。）</li> <li>・農業集落排水事業区域外</li> </ul>								
条件	自己の居住の用に供する住宅に高度処理型合併処理浄化槽を設置する市民に対して補助。								
上乗せ補助	<ul style="list-style-type: none"> <li>・単独処理浄化槽の処分費用・配管工事費用</li> <li>・くみ取り便所の処分費用・配管工事費用</li> <li>・放流先のない場合の処理装置の設置費用</li> </ul>								

合併処理浄化槽維持管理費補助金制度の概要	
補助対象	自己が居住する住宅に 10 人槽以下の合併浄化槽を設置し、適正な維持管理を行い、社団法人千葉県浄化槽検査センターで行う水質検査（浄化槽法 11 条）で、適正な結果が得られた方。
補助の内容	合併処理浄化槽の維持管理（保守点検と清掃）にかかる費用の一部。
補助金額	年 1 回浄化槽 1 基当たり 5,000 円
<b>(3)</b>	<p><b>し尿・汚泥の収集・運搬の実施</b></p> <p>し尿及び浄化槽汚泥の収集・運搬については、許可業者により適正に実施します。収集区域は、本市の行政区域全域とします。</p> <p>し尿及び浄化槽処理の収集・運搬は、下水道整備の進捗に伴い収集量が減少傾向にあり、許可業者のバキューム車 12 台を限度として収集します。</p>
<b>(4)</b>	<p><b>中間処理の実施</b></p> <p>本市の下水道整備普及率は 92.6%となっており、2029（令和 11）年度時点で、し尿・浄化槽汚泥が合わせて年間 5,640 kℓ以上排出される見通しとなっています。今後も、し尿・浄化槽汚泥の中間処理は、印旛衛生施設管理組合の中間処理施設において適正に処理します。</p>
<b>(5)</b>	<p><b>し尿・汚泥の収集・運搬処理の適正な処理の実施</b></p> <p>し尿・浄化槽汚泥は、印旛衛生施設管理組合汚泥再生処理センターにおいて適正に処理します。し尿と浄化槽汚泥から除かれた異物は、し渣焼却炉で適正に処理を行い、発生する排水は高度処理します。処理の過程で発生する汚泥は、堆肥化します。</p>

基本方針Ⅱ：生活排水が適正に処理されるように啓発、情報提供を進めます。	
<p>(1)</p> <p><b>家庭への啓発活動</b></p> <hr/> 	<p>各家庭での生活排水対策の実践を促進するために、誰でも簡単にできる「家庭でできる浄化対策」について広報などで情報提供を行います。</p>
<p>(2)</p> <p><b>啓発イベント</b></p> <hr/> 	<p>水辺環境に対する意識の高揚を図るために、「水辺観察会」の開催、「印旛沼クリーンウォーク運動」など、水辺に親しむイベントを行います。</p>
<p>(3)</p> <p><b>水質・対策についての情報提供</b></p> <hr/> 	<p>市内外の河川流域や湖沼についての水質汚濁の現状、生活排水対策の効果などについて、その概要を市民に広く知らせるため、環境白書やホームページ、CATV、イベントでのパネル展示、市の広報などを通じて情報提供していきます。</p>
<p>(4)</p> <p><b>家庭・事業所での適正な処理の普及</b></p> <hr/> 	<p>公共下水道の整備区域での未接続解消や、現在も単独処理浄化槽を使用している家庭などの合併処理浄化槽への転換などを進めます。</p>

## 第2節 達成目標の設定

### 第1項 目標値の設定

本市で定める「佐倉市污水適正処理構想」のように公共下水道への接続人口と合併処理浄化槽人口の比率が増加する事を見込み、本計画での目標値を設定します。

**生活排水処理率 100.0%** (2029 (令和 11) 年度)

### 第2項 生活排水排出抑制施策の展開

#### 1. 市における方策

市が自ら実施する取り組み及び市民・事業者が実施する取り組みへの支援策等について、今後とも継続して行います。

施策		関連する基本方針
(1)	地域に応じた生活排水処理施設の整備	基本方針 I (1)、(2)
(2)	公共下水道の普及と更新	基本方針 I (1)
(3)	合併処理浄化槽の普及	基本方針 I (2)
(4)	適正な処理・処分の実施	基本方針 I (5)
(5)	許可業者への指導	基本方針 I (3)
(6)	浄化槽の保守点検・清掃・法定検査の推進	基本方針 I (2)
(7)	情報提供と普及啓発	基本方針 II (1)、(2)
(8)	環境教育の推進	基本方針 II (1)、(2)
(9)	環境美化の推進	基本方針 II (2)

## 2. 市民における方策

市民が自ら実施する取り組みへの支援策等について、今後も継続して行います。

施策		関連する基本方針
(1)	公共下水道の普及	基本方針 I (1)
(2)	合併処理浄化槽の普及	基本方針 I (2)
(3)	汚濁負荷の低減	基本方針 I (1)、(2)
(4)	浄化槽の保守点検・清掃・法定検査の推進	基本方針 I (2)
(5)	環境美化の推進	基本方針 II (2)

## 3. 事業者における方策

事業者が自ら実施する取り組みへの支援策等について、今後も継続して行います。

施策		関連する基本方針
(1)	公共下水道の普及	基本方針 I (1)
(2)	合併処理浄化槽の普及	基本方針 I (2)
(3)	汚濁負荷の低減	基本方針 I (1)、(2)
(4)	適正な処理・処分の実施	基本方針 I (5)
(5)	浄化槽の保守点検・清掃・法定検査の推進	基本方針 I (2)

### 第3項 生活排水の適正処理に関する基本的事項

#### 1. 収集・運搬計画

##### 1) 現行収集・運搬体制の継続

し尿及び浄化槽汚泥の収集・運搬については、今後も許可業者により適正に実施します。

##### 2) 収集区域

収集区域は、本市の行政区域全域とします。

##### 3) 収集運搬の方法及び収集量

し尿及び浄化槽処理の収集・運搬は、下水道整備の進捗に伴い収集量が減少傾向にあり、許可業者のバキューム車 12 台を限度として収集します。

#### 2. 中間処理

今後もこれまでと同様に、し尿・浄化槽汚泥の中間処理は、印旛衛生施設管理組合の中間処理施設において適正に処理するものとします。中間処理と再資源化にあたっては、これまでどおりに佐倉市、酒々井町清掃組合の酒々井リサイクル文化センター及び他の民間施設にて、生活環境への影響がないように適正に処理を進めます。

#### 3. 最終処分

し尿・浄化槽汚泥は、印旛衛生施設管理組合汚泥再生処理センターにおいて適正に処理します。し尿と浄化槽汚泥から除かれた異物は、し渣焼却炉で適正に処理、発生する排水は高度処理します。処理の過程で発生する汚泥は、堆肥化します。

## 佐倉市一般廃棄物処理基本計画（概要版）

発行年月 2020年3月  
発行 佐倉市役所環境部廃棄物対策課  
住所 千葉県佐倉市海隣寺町9-7番地  
電話番号 043-484-6149